【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第二十九条　（削除）

（改正前）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条第一項又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　資本の額及び役員の氏名

四　登録年月日

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条第一項又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　　資本の額　及び役員の氏名

（四　削除）

四　登録年月日

（改正前）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日

（改正前）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日

（改正前）

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二十九条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一条又は第三十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登録年月日